

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	港湾施設用地使用料
業 務 概 要	—
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 渡辺 淳一 秋田市土崎港西1-1-49
契 約 年 月 日	平成31年4月1日
契 約 業 者 名	秋田県
契 約 業 者 の 住 所	秋田市山王4-1-1
契 約 金 額	3,552,085 円(税込)
予 定 価 格	3,552,085 円(税込)
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、秋田港湾事務所、作業用地、検潮器用ケーブル埋設管管理用地、船舶係留用ブロック用地、給水管用地、排水管用地、案内標示板設置用地、波浪観測用電柱用地、水準点用地に係る土地を借上するものである。</p> <p>秋田港湾事務所、検潮器用ケーブル埋設管管理用地、船舶係留用ブロック用地、給水管用地、排水管用地、案内標示板設置用地、波浪観測用電柱用地、水準点用地は現在当該用地に立地されていること。また、作業用地についても当該用地しか確保できないこと。</p> <p>以上のことから当該場所でなければ事業上の目的を達成することができないため、会計法第29条の3第4項（契約の性質または目的が競争を許さない場合）により当該土地の所有者である秋田県と随意契約するものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	—
履 行 期 間 （ 自 ）	平成31年4月1日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和2年3月31日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。